



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

店舗での買い物は、クーリング・オフできません

《事例1》1週間前に夫が店舗で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、クーリング・オフしたい。できるだろうか。（80歳代 男性）

《事例2》1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたところ、できないと言われた。クーリング・オフできないのか。（80歳代 女性）

【ひとこと助言】

店舗での購入は、クーリング・オフできません。クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。

見守り 新鮮情報②

偽警告表示 プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意

《事例》突然、警告がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずにプリペイド型電子マネーで2万円を支払え」と指示された。すぐにコンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。再度2万円分購入してきて」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からぬことを言われた。（80歳代 男性）

【ひとこと助言】

プリペイド型電子マネー(以下「電子マネー」という。)での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出でています。カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。

対処に困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等（消費者ホットライン188）や、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口に相談したり、IPAのホームページを参考にしたりしましょう。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

行政機関などをかたった “なりすまし”にご注意

▶新型コロナウイルスワクチン接種は
無料です！

接種を受ける際の費用は全額公費です

▶電話・メール・はがきで個人情報を
求めるはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

◆ 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379